

那覇市公報

第1508号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則

- 那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則（国保長寿医療課）
..... 536

◇告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 544
- 市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする
行政手続等に関する告示の一部改正について（情報政策課） 546
- 那覇市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について（市民課） 546

◇公 告

- 那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙人名簿の
確定及び委員定数について（区画整理課） 547
- 指定管理者の指定申請について（商工農水課） 548
- 住民票の職権消除の公示について（市民課） 550
- 那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱
について（平和交流・男女参画室） 550

◇上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について
（上下水道局給排水設備課） 551
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について
（上下水道局給排水設備課） 551

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について（上下水道局給排水設備課）・・・ 552
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について
（上下水道局給排水設備課） 553

◇教育委員会規則

- 那覇市立小学校および中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則
（教育委員会総務課） 554

規 則

那覇市規則第32号

平成21年 7 月31日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則(昭和47年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 世帯合計所得金額の見込額 同一世帯に属する被保険者のそれぞれの合計所得金額の見込額(那覇市税条例施行規則第2条第4号に規定する合計所得金額の見込額をいう。)の合算額をいう。 [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] 第3号様式～第4号様式 [略] [第5号様式 別記] 第6号様式～第8号様式 [略]	(用語) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 世帯合計所得金額の見込額 同一世帯に属する被保険者のそれぞれの合計所得金額の見込額(保険金、損害金等として支払われる金額を含む。ただし、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条第1項の失業等給付に係る金額を除く。)の合算額をいう。 [第1号様式 別記] 第2号様式～第3号様式 [略] 第4号様式～第6号様式 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示がない場合は、当該改正様式を削る。 3 改正様式及びこれに対応する改正後様式に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例施行規則第2条の規定は、平成21年度分の国民健康保険税から適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

第1号様式

国民健康保険税2割軽減申請書

★あてはまる番号に○をつけてください。

- ① 年に失業、倒産、事実上の多大な損害、災害時により所得が低下したが、
年3月31日までの間にそのような事情がなくなり、前年に比べ所得が、2倍
以上になる見込みですか。

1 はい 2 いいえ

- ② 年1月1日から 年3月31日までの間に仕事や事業を変更し、所得に改善
(おおむね2倍)がみられますか。

1 はい 2 いいえ

- ③ 年中に不動産や高額な動産取得のための借入金や支払いを行い、又は著し
く高額な生命保険料を支払っていますか。

1 はい 2 いいえ

- ④ 上記1から3に似たような事情がありましたらその事情を具体的に記入してく
ださい。 1 ある 2 ない

()

- ⑤ 年1月1日から3月31日までの収入額と所得の種類をお書きください。(上記
①から④のそれぞれについて2に○印を付けた方は記入する必要はありません。)

那覇市国民健康保険税条例第14条第3項の規定に基づき、上記のとおり申請し
ます。

那覇市長 様

年 月 日

電話

住所 〒 ー 那覇市

生年月日(明・大・昭) 年 月 日生

フリガナ

世帯主氏名 印

[改正前 別記]

第2号様式

年	月	日
---	---	---

 までに申請してください。

那覇市長 様

※を記入してください。

国民健康保険税減免申請書

那覇市国民健康保険税条例第
15条第2項の規定により減免申
請をします。

-----年 月 日

※申請理由
(事由発生日 年 月 日)

※

那覇市

氏名

印

M、T、S、H 年 月 日生

歳

職業

電話

納税 番号	
----------	--

適応条項及び理由

添付書類関係

○第13条第1項第1号

1 災害

○第13条第1項第2号

2 所得減少

生活保護世帯

国保法第59条

母子家庭

高齢者世帯

重度障害者

病気療養

失業

A 居住用財産の譲
渡E その他市長が認
める者()

1給与支払証明書

2所得内訳書

3雇用保険受給者証

4借入金明細書

5領収書

6診断書

7収監証明書

8その他

[改正後 別記]

第1号様式



那覇市長 様

国民健康保険税減免申請書

那覇市国民健康保険税条例第22条第2項の規定により次のとおり減免の申請をします。

年 月 日

※申請理由

(事由発生日: 年 月 日)

【退職事由】

年 月 日 までに申請してください。

※の部分を入力してください。

※				
住 所 那覇市.....				
.....				
氏 名 印				
生年月日	M・T・S・H	年	月	日生
職 業			電 話	

納税 番号		世帯 員数	(擬主は含めない)
----------	--	----------	-----------

課税状況	当初保険税額	円
	減免保険税額	円
	減免後の保険税額	円
減免基礎	所得割額	円
	所得減少率	%
	減免率 (所得割・保険税)	%

適用条項及び事由	添付書類関係
○第22条第1項第1号 1 災 害	1 給与支払証明書
○第22条第1項第2号 2 旧被扶養者(2年間)	2 所得内訳書 3 雇用保険受給資格者証
○第22条第1項第3号 3 倒産・解雇等による離職 自己都合等による離職 所得減少 生活保護世帯 国保法第59条 母子家庭 高齢者世帯 重度障害者 病氣療養	4 借入金明細書 5 領 収 書 6 診 断 書 7 収監証明書 8 そ の 他
A 居住用財産の譲渡	-----
B その他市長が認める者 ()	-----

[改正前 別記]
第5号様式(その1)

那 覇 市
年度

国民健康保険税 税額変更通知書

納 税 義 務 者

様

会計年度 課税年度

通知書番号

(単価：円)

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更前の税額					
変更後の税額					
納付済税額					
納付すべき税額					
期 別	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更前の税額					
変更後の税額					
納付済税額					
納付すべき税額					

※納付済税額は 年 月 日現在のものです。

あなたの国民健康保険税をつぎのとおり変更
(更正)しましたので、右の納付すべき税額を
同封の納付書により、収納機関へ納めてくだ
さい。

年 月 日

納めすぎについては後日還付通知します。

那 覇 市 長



第5号様式(その2)

月 別 課 税 人 数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医 療 分 月 別 課 税 人 数	更正前												
	更正後												
介 護 分 月 別 課 税 人 数	更正前												
	更正後												

更正 年 月 日
更正 事 由

●保険税算出状況

税 率 等	区 分	医療分更正前	介護分更正前	医療分更正後	介護分更正後
世帯総所得金額					
所得割算出基準額					
所得割額					
均等割額					
平等割額					
軽減額					
算出税額					
限度超過額					
課税額					
減免済額					
課税済額					
減免額					
保険税額					

↑

第5号様式(その3)

那覇市

年度

国民健康保険税額収証書

(第1期から第5期まで)

(課税年度)

通知書番号

様

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
納付すべき 税 額	円	円	円	円	円
督促手数料	円	円	円	円	円
延 滞 金	円	円	円	円	円
合 計 額	円	円	円	円	円
領 収 日 付 印	1	2	3	4	5

期別納付額のうち領収日付印を押印した各期の納付額を領収しました。

那覇市会計管理者

ご注意！この領収証書は後日の紛争をさけるため、5ケ年間は保存してください。（申告の際も必要です。）

第5号様式(その4)

那覇市		年度		国民健康保険税領収証書		(第6期から第10期まで)	
(課税年度)						通知書番号	
様							
期別	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期		
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
納付すべき税額	円	円	円	円	円		
督促手数料	円	円	円	円	円		
延滞金	円	円	円	円	円		
合計額	円	円	円	円	円		
領収日付印	6	7	8	9	10		

期別納付額のうち領収日付印を押印した各期の納付額を領収しました。

ご注意！この領収証書は後日の紛争をさけるため、5ヶ年間は保存してください。（申告の際も必要です。）

那覇市会計管理者

告 示

那覇市告示第 7 7 号

平成 2 1 年 7 月 1 7 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年 7月10日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年 7月10日
提供する個人情報 の 内 容	○所在地：那覇市泊 XXXXXXXXXX 上記に関すること1～6について 1. 契約日 2. 契約者の住所（所在地）及び氏名 3. 使用量及び金額 4. 集金方法 5. 取扱金融機関 口座番号 口座名義人 6. その他参考事項
目的外利用等 をする理由	調査事項（請求根拠：法人税法第156条の2）
新たな利用課 又は提供先	沖縄国税事務所長
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那覇市告示第 8 2 号

平成 2 1 年 8 月 3 日

市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示の一部改正について

市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示（平成 1 7 年那覇市告示第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

那覇市長 翁 長 雄 志

別表を次のように改める。

別表（第 1 条、第 2 条関係）

根拠となる条例等の名称	条項	手続等の名称	使用開始日	電子署名
那覇市公園条例 施行規則	第 6 条	有料公園施設使用 許可申請書	平成 17 年 9 月 1 日	行わない

付 則

この告示は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。

那覇市告示第 8 3 号

平成 2 1 年 8 月 3 日

那覇市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項の規定により、「那覇市の特定の事務を取り扱わせる郵便局」を次のように指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 指定する郵便局の名称
那覇中央郵便局
- 2 郵便局に取り扱わせる事務
(1) 住民票の写しの交付（当該住民票に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

- (2) 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載され、または記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
 - (3) 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに除かれた戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
 - (4) 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- 3 事務を取り扱わせる期間
平成 2 1 年 8 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

公 告

那覇市公告第 5 7 号

平成 2 1 年 7 月 2 4 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙人名簿の確定及び委員定数について

平成 2 1 年 8 月 1 6 日に執行する那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員の選挙の選挙人名簿について土地区画整理法施行令(昭和 30 年政令第 47 号)第 21 条第 3 項の規定による異議の申し出がなかったので、同法同令第 22 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき選挙人名簿を確定し、ならびに選挙すべき委員の数を次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 1 1 人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 2 人

那覇市公告第 5 8 号

平成 2 1 年 7 月 2 4 日

掲 示 済

指定管理者の指定申請について

平成 2 2 年 4 月 1 日から那覇市ぶんかテンブス館の管理を行う法人を次のとおり募集します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市ぶんかテンブス館

位 置 那覇市牧志 3 丁目 2 番 1 0 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市ぶんかテンブス館条例第 1 9 条に定めるもののほか、詳細については那覇市ぶんかテンブス館指定管理者募集要項及び業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日（3 年）

4 応募資格

指定期間中、テンブス館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる、法人で次の事項に該当するもの。

(1) 法人が単独で応募する場合

市内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人

(2) 共同企業体での応募の場合

① 代表者 市内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人

構成員 県内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人

② 共同企業体間で協定を結ぶこと。

(3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(6) 甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する者を雇用していること（取得もしくは取得見こみを含む）。

5 指定申請の方法

(1) 指定管理者指定申請書、募集要項等の配布及び提出場所

〒 9 0 0 - 0 0 0 4 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号

新都心銘苅庁舎 2 階 商工農水課 商工振興グループ

(2) 提出書類

※申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。

- ①那覇市ぶんかテンブス館指定管理者指定申請書(第1号様式)
- ②指定管理者の指定の予定期間に属する各年度的那覇市ぶんかテンブス館指定管理者事業計画書及び那覇市ぶんかテンブス館指定管理者収支予算書(様式第2号・第3号・第4号)
- ③定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書
- ④指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録のみとする。
- ⑤指定申請の日の属する事業年度における法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑥役員の名簿及び履歴書
- ⑦組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑧現に行っている業務の概要を記載した書類
- ⑨納税証明書
 - (1) 直近1か年の国税・都道府県税・市町村民税の各納税証明書
 - (2) 設立1年未満の法人の場合は、代表者の直近1か年の国税・都道府県税・市町村民税の各納税証明書
- ⑩自主興業を実施制作する主任者の経歴及び実務経験履歴を記載した書類
- ⑪前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 那覇市ぶんかテンブス館指定管理者指定申請書及び募集要項の配布期間

平成21年7月24日(金)から平成21年8月24日(月)まで
午前9時から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

7 申請書類の受付期間

平成21年8月10日(月)から平成21年8月24日(月)まで
午前9時から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

8 提出方法

提出書類および提出書類の電子ファイル(CD-ROM)上記の受付期間内に持参してください。(郵送、FAX等による受付は行いません。)

9 問い合わせ先

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号
新都心銘刈庁舎2階 商工農水課 商工振興グループ
TEL 098-951-3212
FAX 098-951-3213

那覇市公告第 6 0 号

平成 2 1 年 7 月 2 7 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

※ ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 6 5 号

平成 2 1 年 8 月 3 日

那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱について

那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業実施要綱（平成 2 1 年那覇市公告第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

那覇市長 翁 長 雄 志

改正前	改正後
（給付対象者及び申請・受給者） 第 2 条 【略】 2 【略】	（給付対象者及び申請・受給者） 第 2 条 【略】 <u>2 市長が特に必要があると認める者は、前項の規定にかかわらず、給付対象者としてすることができる。</u> <u>3 【略】</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この要綱は、平成 2 1 年 8 月 3 日から施行し、改正後の那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業実施要綱の規定は、平成 2 1 年 6 月 1 日から適用する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 0 号

平 成 2 1 年 7 月 8 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
3 7 6	仲村水道工事社	うるま市勝連平安名 1590-1 番地	仲村 淳一	平成 21 年 5 月 1 日

那覇市上下水道局告示 1 1 号

平 成 2 1 年 7 月 8 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 2 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者
6 9	有限会社末吉設備	浦添市字前田 6 1 4 番地 1	末吉 忠雄

那覇市上下水道局告示第 1 2 号
平 成 2 1 年 7 月 2 1 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定（登録）番号	第 1 6 3 号
指定工事店名	沖縄水質改良 株式会社
営業所所在地	那覇市曙 3 丁目 2 0 番 1 2 号
代表者名	天願 智一
指定の有効期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 平成 2 3 年 3 月 3 1 日
異動年月日	平成 2 1 年 7 月 1 日
異動事由	代表者の変更

指定（登録）番号	第 1 7 8 号
指定工事店名	有限会社 末吉設備
営業所所在地	浦添市字前田 6 1 4 番地 1
代表者名	末吉 忠雄
取消し日	平成 2 1 年 7 月 1 日
取消し理由	廃業

指定（登録）番号	第 2 5 5 号
指定工事店名	有限会社 丸友設備
営業所所在地	八重瀬町字長毛 9 5 番地 6
代表者名	桃原 直樹
指定の有効期間	平成 1 7 年 4 月 1 日 平成 2 2 年 3 月 3 1 日
異動年月日	平成 2 1 年 7 月 8 日
異動事由	住所の変更

那覇市上下水道局告示第 1 3 号

平成 2 1 年 7 月 2 2 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 2 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者
1 5 9	株式会社丸吉産業	那覇市西 2 丁目 6 番 1 1 号	下地 英吉

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 1 4 号

平成 2 1 年 7 月 1 3 日

公 布 済

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
垣花小学校	[略]
小禄小学校	字小禄1番地～125番地、127番地～129番地、156番地～366番地、368番地～445番地、794番地～841番地、843番地～887番地、889番地～894番地、1100番地、1103番地～1209番地、1211番地～1212番地 小禄1丁目1番～2番、9番、16番～18番 字田原1番地～105番地、169番地、182番地、192番地～193番地、196番地、201番地、204番地、206番地、210番地、221番地、225番地、229番地、231番地、240番地～241番地、243番地、249番地～251番地、255番地、257番地、260番地～262番地、276番地、281番地、283番地、296番地～323番地、326番地～327番地、332番地～334番地、427番地～430番地 田原2丁目(全部) 田原3丁目1番地、3番地～5番地、11番地3～11番地7、12番地 田原4丁目(全部)
高良小学校	[略]
宇栄原小学校	字宇栄原1番地1、496番地、536番地～620番地、713番地、719番地～720番地、722番地、753番地～762番地、764番地～771番地、773番地、783番地～863番地、865番地、867番地～898番地、900番地、904番地～907番地、911番地～952番地(938番地2～938番地3は小禄南小学校)、956番地～958番地、968番地～971番地(968番地2～968番地3、968番地9は小禄南小学校)、974番地～978番地、987番地～999番地、1006番地～1011番地、1013番地～1054番地 字小禄663番地、665番地、1059番地、1061番地～1097番地、1238番地～1241番地、1280番地～1285番地、1287番地～1307番地、1344番地～1345番地、350番地～1351番地、1353番地～1354番地、1363番地～1369番地、1371番地～1388番地、1394番地～1399番地、1401番地～1407番地、1410番地、1422番地～1444番地、1448番地、1450番地、1454番地～1456番地、1458番地～1478番地、1481番地～1534番地、1594番地、1596番地～1667番地 小禄1丁目30番～42番 小禄2丁目4番地、6番地～7番地、8番地5～8番地22、9番地7～9番地8、10番地～11番地 小禄3丁目1番地～5番地、7番地～12番地 小禄4丁目3番地、4番地9～4番地11
松島小学校	[略]
[略]	
曙小学校	[略]

小禄南小学校	字宇栄原938番地2～938番地3、953番地～955番地、959番地～967番地、968番地2～968番地3、968番地9、979番地～986番地、1000番地～1005番地、1012番地 字小禄<u>126番地、130番地～155番地、520番地～553番地、556番地～557番地、559番地～585番地、587番地、595番地～602番地、611番地、619番地、631番地～633番地、635番地～644番地、646番地～662番地、664番地、666番地～700番地、703番地～706番地、710番地～711番地、728番地～729番地、732番地、750番地～793番地、901番地～933番地、935番地～937番地、941番地～942番地、950番地、959番地～985番地、990番地、992番地、941番地～942番地、950番地、959番地～985番地、990番地、9921346番地～1349番地、1370番地、1412番地</u> 小禄1丁目3番～8番、10番～15番、19番～29番 小禄2丁目1番地～3番地、5番地、8番地1～8番地4、8番地23～8番地24、9番地1～9番地6 小禄3丁目6番地 小禄4丁目1番地～2番地、4番地1～4番地8、4番地12～4番地16、5番地～22番地 小禄5丁目(全部)
真地小学校	[略]
[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
垣花小学校	[略]
小禄小学校	字小禄<u>1番地～366番地</u>、368番地～445番地、<u>520番地～536番地</u>、680番地～700番地、<u>703番地～704番地</u>、794番地～841番地、843番地～887番地、889番地～894番地、1100番地、1103番地～1209番地、1211番地～1212番地 小禄1丁目1番～2番、9番、16番～18番 <u>小禄5丁目1番地</u> 字田原1番地～105番地、169番地、182番地、192番地～193番地、196番地、201番地、204番地、206番地、210番地、221番地、225番地、229番地、231番地、240番地～241番地、243番地、249番地～251番地、255番地、257番地、260番地～262番地、276番地、281番地、283番地、296番地～323番地、326番地～327番地、332番地～334番地、427番地～430番地 田原2丁目(全部) 田原3丁目1番地、3番地～5番地、11番地3～11番地7、12番地 田原4丁目(全部)
高良小学校	[略]
宇栄原小学校	字宇栄原1番地1、496番地、536番地～620番地、713番地、719番地～720番地、722番地、753番地～762番地、764番地～771番地、773番地、783番地～863番地、865番地、867番地～898番地、900番地、904番地～907番地、911番地～952番地(938番地2～938番地3は小禄南小学校)、956番地～958番地、968番地～971番地(968番地2～968番地3、968番地9は小禄南小学校)、974番地～978番地、987番地～999番地、1006番地～1011番地、1013番地～1054番地 字小禄663番地、665番地、1059番地、1061番地～1097番地、1238番地～1241番地、1280番地～1285番地、1287番地～1307番地、1344番地～1345番地、350番地～1351番地、1353番地～1354番地、1363番地～1369番地、1371番地～1388番地、1394番地～1399番地、1401番地～1407番地、1410番地、1422番地～1444番地、1448番地、1450番地、1454番地～1456番地、1458番地～1478番地、1481番地～1534番地、1594番地、1596番地～1667番地 小禄1丁目30番～42番 小禄2丁目<u>3番地～11番地</u> 小禄3丁目(全部) 小禄4丁目3番地、4番地9～4番地11
松島小学校	[略]
[略]	
曙小学校	[略]

小禄南小学校	字宇栄原938番地2～938番地3、953番地～955番地、959番地～967番地、968番地2～968番地3、968番地9、979番地～986番地、1000番地～1005番地、1012番地 字小禄<u>537番地～553番地</u>、556番地～557番地、559番地～585番地、587番地、595番地～602番地、611番地、619番地、631番地～633番地、635番地～644番地、646番地～662番地、664番地、<u>666番地～679番地</u>、<u>705番地～706番地</u>、710番地～711番地、728番地～729番地、732番地、750番地～793番地、901番地～933番地、935番地～937番地、941番地～942番地、950番地、959番地～985番地、990番地、992番地、941番地～942番地、950番地、959番地～985番地、990番地、9921346番地～1349番地、1370番地、1412番地 小禄1丁目3番～8番、10番～15番、19番～29番 小禄2丁目1番地～<u>2番地</u> 小禄4丁目1番地～2番地、4番地1～4番地8、4番地12～4番地16、5番地～22番地 小禄5丁目<u>2番地～18番地</u>
真地小学校	[略]
[略]	

備考 [略]